県外で予防接種を受けられる方へ

予防接種費用の一部を助成します！

里帰り出産や入院等の理由により、やむを得ず県外で予防接種を受ける方を対象に、予防接種費用の一部の償還払いを行います。
償還払いを受けるためには、接種前に「予防接種依頼書」の交付を受ける必要があります。
必ず、接種を受ける前に健康推進課に相談してください。

◆対象になる方

母親の里帰り出産、県外医療機関への入院・施設への入所等の理由により、やむを得ず県外で予防接種を受ける必要がある方。

◆対象となる予防接種

①ロタウイルス　②ヒブ　③小児肺炎球菌　④Ｂ型肝炎
⑤ＢＣＧ　⑥四種混合　⑦麻しん風しん　⑧水痘
⑨日本脳炎　⑩ジフテリア・破傷風２期　⑪子宮頸がん　⑫おたふくかぜ

◆償還払いの額

「実際の接種費用の額」と「市で定める委託料の額」のいずれか少ない額となります。
※「市で定める委託料の額」は、接種日時点が適用されます。

◆申請ができる期間

予防接種を受けた日の翌日から起算して１年以内

◆償還払いの流れ

（１）**予防接種を受ける前に、**「予防接種実施依頼書交付申請書」を健康推進課（健康センターはぴふる）に提出してください。
（２）申請から約１０日で「予防接種実施依頼書」を申請者に郵送しますので、予防接種実施依頼書を持参し、医療機関で予防接種を受けてください。
※領収書、予診票の原本等の必要書類を忘れずにもらってください。
（３）接種後に、「予防接種費償還払申請書」に必要事項を記入し、次の書類を添えて、健康推進課（健康センターはぴふる）に提出してください。
●接種した医療機関等の領収書の原本（定期接種とわかるもの）
●予防接種の記録がされているもの（母子健康手帳：予防接種のページのコピー、予防接種済証等）
●予診票の原本　●通帳のコピー（口座番号が確認できるもの）
（４）提出後、交付が決定した場合は、指定された口座に償還払いの額を振り込みます。

提出･問合せ先
敦賀市健康推進課
〒914-0811　敦賀市中央町２丁目１６番５２号
電話（0770）25-5311（平日８：30～17：15）